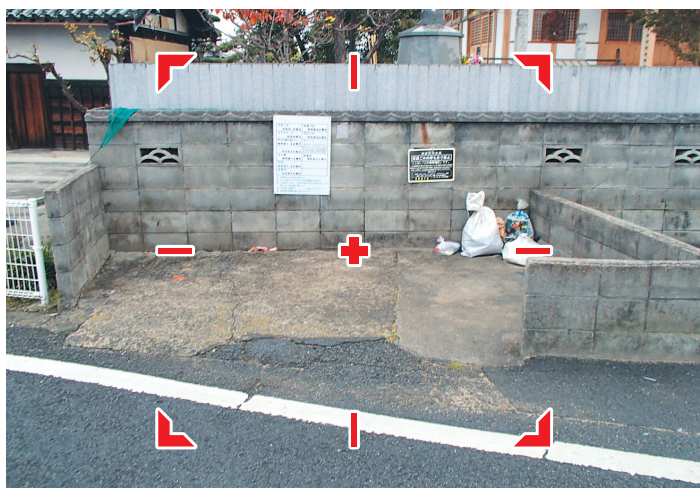


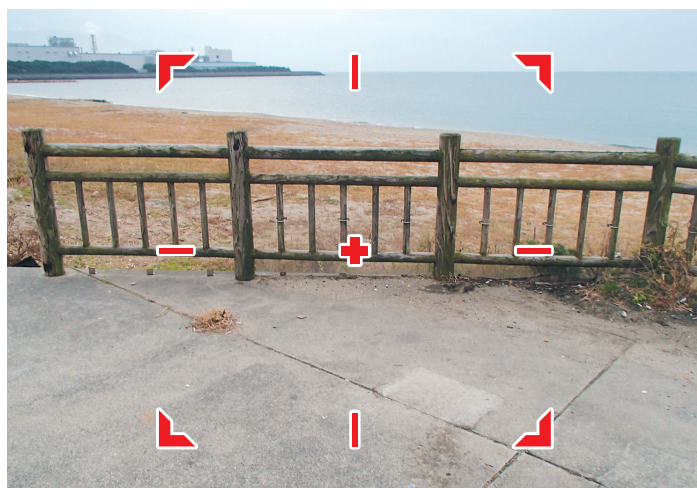
## 不法投棄は『禁止』です!



不法投棄防止対策により山積みとなった不法投棄物が無くなったごみ集積場所



排出禁止のテレビが無くなったごみ集積場所



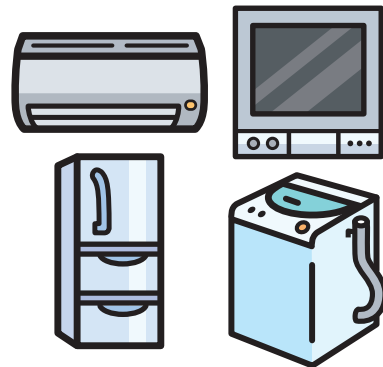
不法投棄の冷蔵庫が無くなった海岸

家庭で不用になったエアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機は、家電リサイクル法により適正な処理をすることが義務付けられています。

# ご家庭で不用になった 「エアコン」、「テレビ」、「冷蔵庫・冷凍庫」、 「洗濯機・衣類乾燥機」の処分について

## I 家電リサイクル法の対象

1. エアコン（室外機も含む）
2. テレビ（ブラウン管式テレビ、液晶・プラズマ式テレビ）
3. 電気冷蔵庫・冷凍庫
4. 洗濯機・衣類乾燥機



## II 家電リサイクル法の対象外

1. 業務用として製造・販売されているもの
2. 電源に乾電池や充電式電池を使うポータブル式の液晶テレビなど

## III 家電リサイクルに必要な費用

家電4品目のリサイクルに必要な費用は、リサイクル料金、振込手数料、収集・運搬料金です。ただし、自分で指定引取場所に持ち込む場合は、収集・運搬料金は必要ありません。

1. リサイクル料金（例）

製造事業者名 : P株式会社

製造事業者コード : ▲●■

エアコン	テレビ				冷蔵庫・冷凍庫		洗濯機・衣類乾燥機
	ブラウン管式		液晶・プラズマ式		170ℓ以下	171ℓ以上	
区分なし	15型以下	16型以上	15V型以下	16V型以上			区分なし
品目・料金区分コード	品目・料金区分コード	品目・料金区分コード	品目・料金区分コード	品目・料金区分コード	品目・料金区分コード	品目・料金区分コード	品目・料金区分コード
10	21	22	51	52	31	32	40
1,620円	1,836円	2,916円	1,836円	2,916円	3,888円	4,968円	2,592円

（備考） メーカーによって、リサイクル料金は異なります。

## IV 処分方法

### 買い換える場合

1. 新しい製品を購入する家電小売店に引取りを依頼してください。
2. 費用を支払って引き渡します。  
※費用は依頼した家電小売店にお問い合わせください。

### 廃棄のみの場合

1. 過去に製品を購入した家電小売店に引取りを依頼してください。
2. 費用（収集・運搬料金、リサイクル料金）を支払って引き渡します。  
※費用は依頼した家電小売店にお問い合わせください。

### その他の場合

- 以前購入した店舗が廃業してしまった
- 引っ越し等により購入した店舗が遠方である
- どこで購入したか忘れてしまった
- 懸賞で当たった、人から譲り受けた
- 通信販売で購入した

などの場合は、次の方法でリサイクル処理をお願いします。

#### ① 家電小売店に引取りを依頼する場合

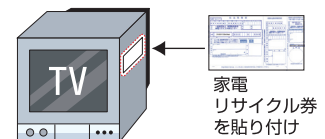
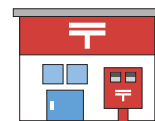
1. 家電小売店に問い合わせ、費用や引取りについて相談してください。

#### ② 一般廃棄物処理業許可業者に依頼する場合

1. 町が許可している一般廃棄物処理業許可業者に依頼します。
2. 費用を支払って引き渡します。  
※費用は一般廃棄物処理業許可業者にお問い合わせください。  
※松前町一般廃棄物処理業許可業者を見るには、町ホームページの「一般廃棄物処理業許可業者一覧」というPDFファイルをクリックしてください。

#### ③ 町に依頼する場合

1. 廃棄する家電のメーカー名をメモします。テレビや冷蔵庫・冷凍庫の場合は、型式・容量によって料金が異なる場合があるため、大きさもメモしましょう。
2. 郵便局・ゆうちょ銀行で家電リサイクル券を入手し、メーカー名等を記入の上、リサイクル料金を振り込みます。（振込手数料が必要となります。）
3. 廃棄する家電製品の向かって右側側面上部（液晶・プラズマ式テレビのみ背面左上部）に家電リサイクル券を貼り付けます。
4. 特定家庭用機器廃棄物収集運搬申請書を町役場町民課ごみ対策係へ提出します。
5. 収集運搬手数料（2,600円から）を支払います。
6. 指定日に自宅・敷地の道路に面した場所に出します。



#### ④ 指定引取場所に自分で持込みする場合

1. 廃棄する家電のメーカー名をメモします。テレビや冷蔵庫・冷凍庫の場合は、型式・容量によって料金が異なる場合があるため、大きさも控えましょう。
2. 郵便局、ゆうちょ銀行でリサイクル料金を振り込んでください。（振込手数料がかかります）
3. 廃棄する家電製品に家電リサイクル券を貼ってください。
4. 指定引取場所にお持込みください。

## V 指定引取場所

中予地域の指定引取場所は2ヶ所あり、どちらの指定引取場所でも持込むことができます。

### (1) 金城産業株式会社



指定引取場所	
名称	金城産業株式会社
所在地	松山市北吉田町 349-1
電話番号	972-3303
営業時間	午前8時から午後5時まで (正午から午後1時まで除く)
休業日	日曜・祭日、12/30～1/4

### (2) 四国西濃運輸株式会社



指定引取場所	
名称	四国西濃運輸株式会社
所在地	東温市上村甲 980
電話番号	990-1313
営業時間	午前8時から午後5時まで (正午から午後1時まで除く)
休業日	日曜・祭日、12/31～1/4

## VI 郵便局でのリサイクル料金振込方法

- 事前に対象製品の内容を確認し、メモしてください。
  - 製造業者等（メーカー名）
  - 製品の種類
  - テレビの場合は、画面サイズ
  - 電気冷蔵庫・電気冷凍庫の場合は、定格内容積
- 郵便局の窓口で「家電リサイクル券」を受け取り、郵便局に備え付けの「料金郵便局振込方式家電リサイクル券システムご案内」で上記1の内容を確認のうえ、「家電リサイクル券」を記入してください。
- 上記1の情報をもとにリサイクル料金を確認し、家電リサイクル券の一部である「払込取扱票」を用いて、窓口又はATMにてリサイクル金額を振り込んでください。その際、振込手数料が必要となります。
- 窓口にて振込が完了した場合、「払込取扱票」の「振替払込受付証明書」に郵便局日附印に押印があることを確認してください。ATMで振り込む場合、振込終了後に郵便局窓口で「振替払込受付証明書」の郵便局日附印に押印してもらってください。
- 郵便局日附印に押印のある「振替払込受付証明書」を家電リサイクル券の「⑤ 現品貼付用片」の所定の欄に貼付してください。
- 廃棄する家電製品の向かって右側側面上部（液晶・プラズマ式テレビのみ背面左上部）に家電リサイクル券を貼り付けます。